

平成 28 年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ

【特色型、牽引型】

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 28 年 3 月

## 1. 審査体制

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「本事業」という。）の業務委託先において、有識者等によって構成されるダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

## 2. 審査方法

### (1) 書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請者に対して追加資料の提出を求めることができることとします。

### (2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、面接審査の対象とする機関を選定します。
- ・委員の合議の結果、面接審査を行う必要はないとされた機関については、面接審査を行うことなく選定候補とすることがあります。

### (3) 面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

### (4) 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関を決定します。
- ・委員会は、申請書の内容修正等を条件として、選定候補の機関とすることができることとします。

### (5) 選定機関の決定

- ・委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において、選定機関を決定します。その際、多様な機関における取組を促進する観点から、審査結果が同等の場合、過去に本事業と同様の趣旨の事業（※1）に採択されたことのない機関（※2）からの提案を優先することがあります。

※1. 女性研究者支援モデル育成、女性研究者研究活動支援事業、女性研究者養成システム改革加速（以下「女性研究者研究活動支援事業等」という。）

※ 2. 牽引型については、代表機関を対象として判断します。

### 3. 審査の観点

#### <特色型>

#### (1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

##### ① 目標の妥当性

- ・ 設定した目標は、申請機関の部局等ごとの現状を分析した上で、機関や地域の特色を踏まえ、機関として掲げたものとなっており、本事業の目的に資する意欲的かつ達成可能なものとして具体的に定められているか。
- ・ 設定した目標は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については当該法人の中期目標と、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む）については当該事業主行動計画と、それぞれ関連しているものとなっているか。
- ・ 過去に女性研究者研究活動支援事業等に採択されたことのある機関については、当該事業を通じて得られた成果をさらに発展させる、意欲的かつ具体的な目標になっているか。

※ 過去に女性研究者研究活動支援事業等に採択されたことのある機関については、上記の観点を特に重視することとします。

##### ② 行動計画の妥当性・効率性

- ・ 各年度の行動計画は、上記①の目標達成に向けて、意欲的かつ具体的であり、達成可能なものとなっているか。
- ・ 各年度の行動計画は、当該機関全体の組織的な体制の下に行うこととされているか。
- ・ 各年度の行動計画は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期計画に明確に位置付けるものとなっているか。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む）については、当該事業主行動計画と関連しているものとなっているか。
- ・ 資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・ 補助期間（3年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。
- ・ 国の基本計画（※）に掲げる女性研究者の新規採用割合についての目標値の達成への寄与が期待できるものとなっているか。

※ 平成 28 年度からの 5 ヶ年計画である「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）」及び「第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月閣議決定）」。

両計画においては、自然科学系分野における女性研究者の新規採用割合についての目標値（自然科学系全体で 30%、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医

学・歯学・薬学系合わせて30%)が設定されている。

(2) 取組内容の妥当性、期待される成果

①ダイバーシティ研究環境整備のための取組

- ・機関や地域の特色を踏まえた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者が活躍するダイバーシティのある研究環境の整備が期待できるか。

②女性研究者の研究力向上のための取組

- ・女性研究者の研究力強化による研究業績の向上に向けた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上を通じたリーダー育成の効果が期待できるか。
- ・女性研究者の研究力強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか。(例えば、CITI Japan プロジェクトにおいて提供されるプログラムの受講等)

③女性研究者の積極採用や上位職への積極登用に向けた取組

- ・女性研究者の採用や上位職での登用を増やすために、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。(特に女性研究者比率の低い理学・工学・農学系における重点的な取組が提案されているか。)
- ・上記取組を行うことにより、国の基本計画で設定された女性研究者の新規採用割合に関する目標値(上記(1)②)の達成への寄与や、指導的地位(大学においては講師以上)に占める女性研究者の割合の向上が期待できるか。

(3) 補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間(3年間)及び補助事業期間(6年間)の終了後において、申請機関が自立して、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。

<牽引型>

(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

①目標の妥当性

- ・代表機関及び共同実施機関(以下「実施機関」という。)が設定した目標は、各機関・部局等ごとの現状を分析した上で、各実施機関や地域・分野の特色を踏まえ、それぞれの機関として掲げたものとなっており、本事業の目的に資する意欲的かつ達成可能なものとして具体的に定められているか。
- ・設定した目標は、各実施機関のうち、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については当該法人の中期目標と、女性活躍推進法に基づく一般事業主

行動計画を策定している機関（上記法人を含む）については当該事業主行動計画と、それぞれ関連しているものとなっているか。

- ・代表機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に採択されたことのある機関である場合、当該事業を通じて得られた成果をさらに発展させる、意欲的かつ具体的な目標になっているか。

※ 代表機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に採択されたことのある機関については、上記の観点を特に重視することとします。

## ②行動計画の妥当性・効率性

- ・提案全体及び実施機関ごとの各年度の行動計画は、上記①の目標達成に向けて、それぞれ意欲的かつ具体的であり、達成可能なものとなっているか。
- ・提案全体の各年度の行動計画は、代表機関のリーダーシップのもとに、各実施機関を挙げて取り組む体制となっているか。
- ・実施機関ごとの各年度の行動計画は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期計画に明確に位置付けるものとなっているか。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む）については、当該事業主行動計画と関連しているものとなっているか。
- ・提案全体の行動計画に係る取組は、実施機関はもとより、他の機関を含めた地域や分野へ波及し、相乗効果を生み出すものであり、ダイバーシティ研究環境を実現する取組を牽引することが期待できるか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助期間（3年間）及び補助事業期間（6年間）の終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。
- ・国の基本計画に掲げる女性研究者の新規採用割合についての目標値（特色型の（1）②）の達成への寄与が期待できるものとなっているか。

## （2）取組内容の妥当性、期待される成果

### ①ダイバーシティ研究環境整備のための取組

- ・各実施機関や地域・分野の特色を踏まえた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者が活躍するダイバーシティのある研究環境の整備が期待できるか。

### ②女性研究者の研究力向上のための取組

- ・実施機関が連携した取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上に向けた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上を通じ

たりリーダー育成の効果が期待できるか。

- ・女性研究者の研究力強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか。（例えば、CITI Japan プロジェクトにおいて提供されるプログラムの受講等）

### ③女性研究者の積極採用や上位職への積極登用にに向けた取組

- ・実施機関が連携して行う女性研究者の採用や上位職への登用にに向けた取組により、将来的な採用や上位職への登用の増加が期待できるか。（特に女性研究者比率の低い理学・工学・農学系における重点的な取組が提案されているか。）
- ・上記取組を行うことにより、国の基本計画で設定された女性研究者の新規採用割合に関する目標値（特色型の（１）②）の達成への寄与や、指導的地位（大学においては講師以上）に占める女性研究者の割合の向上が期待できるか。

### （３）補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間（３年間）及び補助事業期間（６年間）の終了後において、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。

### （４）連携体制

- ・代表機関と共同実施機関のそれぞれの役割が明確になっているか。また、連携体制が十分整っているか。
- ・連携する機関の多様性は確保されているか。

## 4. その他

### （１）審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問い合わせには、応じられません。
- ・選定機関については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における本事業に係る審査及び評価が終了した時点で公表します。

### （２）委員の遵守事項

#### ①利害関係者の排除

- ・申請された機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の業務委託先に設置する事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・ 委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員と親族関係にあるものが申請された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員が、申請機関（牽引型については、代表機関のみならず、共同実施機関を含む）に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

## ②秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。